

(単位：円)

階層区分	世帯の課税状況		3号認定(0~2歳児クラス) ※4月1日時点で0~2歳		2号認定(3~5歳児クラス) ※4月1日時点で3~5歳		1号認定
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による支援給付受給世帯		0	0	保育料 0 給食費 免除	保育料 0 給食費 免除	
第2階層	非課税世帯		0	0			
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,900	5,900			
		上記以外の世帯	13,000	12,800			
第4-1階層	48,600円以上	ひとり親世帯等	5,900	5,900			
		上記以外の世帯	21,000	20,700			
第4-2階層	57,700円未満	ひとり親世帯等	5,900	5,900			
		上記以外の世帯	21,000	20,700			
第4-3階層	77,101円以上		21,000	20,700	保育料 0 給食費 実費徴収	保育料 0 給食費 実費徴収	
第5階層	97,000円以上	169,000円未満	29,000	28,600			
		169,000円以上	38,000	37,400			
第6階層	301,000円未満	397,000円未満	46,000	45,300			
		397,000円以上	53,000	52,100			

※保育料は父母の市町村民税所得割額（住宅取得控除等の特別控除前の課税額）により算定されます。住民税が未申告の方等は、住民税の申告が確認されるまで最大階層（第8階層）で決定されます。

※第2子は保育料のみ無償です。

※第3子以降は保育料・給食費ともに無償です。

※入所児童に兄または姉がいる場合、その年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします。

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居家族がいる場合等対象外となることがあります）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。